

別表（第2条、第4条）

妊婦健康診査							
妊娠月数	望ましい実施回数	妊娠週数	健診回数	種類	実施項目	基準額	
妊娠初期～第6月末	4週間 間に 1回	～ 11	①	HIV抗体検査助成券	HIV抗体検査	2,290円	
				子宮頸がん検診助成券	子宮頸がん検診 (細胞診)	3,500円	
				助成券①	基本的な妊婦健康診査及び血液検査 (ABO血液型・Rh血液型、不規則抗体、梅毒血清反応検査、血算、血糖)	11,630円	14,070円
			風疹ウイルス抗体検査	800円			
			B型肝炎(HBs)抗原検査	400円			
			C型肝炎(HCV)抗体検査	1,240円			
			12～15	②	助成券②	基本的な妊婦健康診査	5,010円

		16 ～ 19	③	助成券③	基本的な妊婦健康 診査、超音波	8,010円
		20 ～ 23	④	助成券④	基本的な妊婦健康 診査	5,010円
妊娠第 7月～ 第9月 末	2週 間に 1回	24 ～ 25	⑤	助成券⑤	基本的な妊婦健康 診査	5,010円
		26 ～ 27	⑥	助成券⑥	基本的な妊婦健康 診査、超音波、血 液検査（血算・血 糖）	8,110円
		28 ～ 29	⑦	助成券⑦	基本的な妊婦健康 診査	5,010円
		30 ～ 31	⑧	助成券⑧	基本的な妊婦健康 診査	5,010円
		32 ～ 33	⑨	助成券⑨	基本的な妊婦健康 診査	5,010円
		34 ～ 35	⑩	助成券⑩	基本的な妊婦健康 診査、超音波、B 群溶血性レンサ球 菌（GBS）検査	8,010円
		36	⑪	助成券⑪	基本的な妊婦健康	5,710円
妊娠第	1週	36	⑪	助成券⑪	基本的な妊婦健康	5,710円

10月以降	間に1回				診査、ノンストレステストをはじめとする妊婦健康診査として必要な検査	
		37	⑫	助成券⑫	基本的な妊婦健康診査、超音波、血液検査（血算）	8,110円
		38	⑬	助成券⑬	基本的な妊婦健康診査	5,010円
		39	⑭	助成券⑭	基本的な妊婦健康診査	5,010円
妊娠30週頃までに実施		HTLV-1抗体検査 助成券		HTLV-1抗体検査	2,300円	
妊娠30週頃までに実施		性器クラミジア検査 助成券		性器クラミジア検査	2,000円	
総合計						102,190円
<p>※1 「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（平成27年厚生労働省告示第226号）をもとに作成しております。医師の判断により、実施時期を変更しても差し支えない。</p> <p>※2 「基本的な妊婦健康診査」とは、問診及び診察、検査計測（子宮底長・腹囲・血圧・浮腫・尿化学検査・体重）、保健指導です。なお、第1回目の健診では、身長も測定する。</p> <p>※3 HTLV-1抗体検査及び性器クラミジア検査は、助成券①～⑭を使用の際、同時に実施する。</p> <p>※4 消費税は、消費税（昭和63年法律第108号）法第6条及び別表第1-8号の規定により、地方消費税については、地方税法（昭和25年法律第226号）</p>						

第72条の78第1項の規定により非課税とする。